

コミュニティマネージャー参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます）は、京浜急行電鉄株式会社が提供する地域コミュニティ施設「よりみちガーデン」サービスを利用するにあたり、コミュニティマネージャーとして活動される会員が遵守すべき事項を定めたものです。

第1条 定義

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「本サービス」とは、地域コミュニティ施設「よりみちガーデン」サービス全体をいいます。「よりみちガーデン」内で使用可能なサービスについては本サービスの利用約款をご覧ください。
- (2)「本施設」とは、本サービスの提供を行う施設をいいます。
- (3)「当社」とは、本サービスの提供を行う京浜急行電鉄株式会社をいいます。
- (4)「運営会社」とは、当社が本サービスの運営を委託した株式会社 Rバンクをいいます。
- (5)「会員」とは、本サービスの利用にあたり、事業者との間で、本サービスの利用契約を締結した法人および個人等をいいます。
- (6)「コミュニティマネージャー」とは、当社が選定し、本規約に同意した会員のことをいいます。

第2条 資格

コミュニティマネージャーは、必ず本サービスの利用約款に同意し会員となるものとし、本規約に則り、本サービスを利用するものとします。

第3条 役割

コミュニティマネージャーは、当社および運営会社と会員の間立ち、豊かなコミュニティ形成に向けた、交流・利用の促進、会員とのコミュニケーション、本サービスを盛り上げ、発展させるための各種企画実施等を行う、会員のマネージャー的役割を担います。

2 前項の役割を達成するため、具体的には以下の事項を主に行います。

- (1) SNS やチラシを活用して施設の情報発信（週2～3回程度）
- (2) よりみちガーデンにおけるイベントの企画・実施・補助（月1，2回程度）
- (3) よりみちガーデン運営にかかるミーティングへの参加・補助（月2回実施）

第4条 本サービスの目指す姿

コミュニティマネージャーは、以下の本サービスが目指す姿に向かい、会員と対話や協力をしながら活動に取り組むものとします。

- (1) 横浜市金沢区心部で、「地域で新しいことを始めたい」「趣味からさらに一步チャレンジしてみたい」という地域の方々をサポート・伴走する拠点になること
- (2) 横浜市金沢区心部の交流の拠点となり、新しい人との出会いや活動が生まれる場となること
- (3) まちに地域内外からの多様なプレーヤーが訪れ、賑わい・活気のあるまちづくりに寄与すること
- (4) ここに来ると、ほっとのんびりできる、という地域の居場所になること

第5条 任期

コミュニティマネージャーの任期は、下記の期間と定めます。

2024年4月1日～2025年3月31日

- 2 コミュニティマネージャーは、定められた任期内において、本サービスの発展に向けて、前向きに各種活動に取り組めます。
- 3 コミュニティマネージャーが、本サービスの利用約款に反する行動・言動を行った場合や、前条に定める役割を満たさない状況が続く場合には、任期中であっても、コミュニティマネージャーを退任していただく場合がございます。
- 4 コミュニティマネージャーが任期中に退任した場合は、本サービス自体の利用契約も無効になります。

第6条 特典

コミュニティマネージャーは、任期中本サービスの利用料金が半額になる特典を受けられます。ただし、対象となる料金プランは、月額固定プランのみです。

- 2 コミュニティマネージャーは、本サービスの利用約款に定めるとおり、料金プランの変更が可能です。ただし、前項に準じ、月額固定プラン以外に変更した場合には半額の特典は対象外となります。
- 3 コミュニティマネージャーは、見回り等の目的のため本来の使用以外の時間帯に施設内を出入りするため、月額固定プランの上限時間を超えても追加料金を請求されることはありませんが、上限時間を目安に利用することとします。
- 4 その他、利用料金にかかわる事項は、本サービスの利用約款に準ずるものとします。

以上